(e)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

注釈1　ペルーについては、固定加入者回線の八十パーセント以上を地方において運用している地方の電話会社は、主要なサービス提供者とみなさない。

注釈2　この章の規定の適用上、基本電気通信サービスには、公衆一般に提供されない電気通信サービス及び付加価値サービスを含まない。各締約国は、自国の区域内におけるいずれの電気通信サービスが付加価値サービスであるかを分類することができる。

(f)　「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(g)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(h)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいい、典型的には、二以上の地点の間で顧客が提供する情報であって、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わないものを含む。当該伝送サービスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(i)　「電気通信」とは、光通信を含む電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(j)　「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を有する機関をいう。

(k)　「利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの消費者、加入者又は提供者をいう。

第百十八条　アクセス及び利用

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。その義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、一方の締約国内において又は一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス（それらには、専用回線を含む。）へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(c)　当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

(d)　データの変換を行い、信号を送信し、及び機能を処理すること。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又は世界貿易機関の他の加盟国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　通信の安全及び秘密を確保すること。

(b)　利用者の個人情報を保護すること。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(b)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第百三十一条に規定する目標の達成を促進するとの要件

(c)　公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(d)　専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(e)　届出、認可、登録及び免許

注釈　この条の規定は、一方の締約国が他方の締約国のサービス提供者に対し、一方の締約国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するために免許、許可その他の種類の承認の取得を要求することを妨げるものではない。

第百十九条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、携帯電話のサービスその他自国が指定するサービスに番号ポータビリティを提供することを確保する。

注釈　この条の規定にかかわらず、ペルーは、番号ポータビリティを提供するに当たり、経済的実行可能性を考慮することができる。

第百二十条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、サービス提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、及び維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと。

(b)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第百二十一条　主要なサービス提供者による待遇

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者自体、当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(a)　同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b)　相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

注釈　日本国については、この条の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。